

設置者の吸収合併・吸収分割に伴う有料老人ホームの事前協議に係る取扱方針

令和3年5月24日
介護保険課長決裁

法人の吸収合併及び吸収分割（以下「吸収合併等」という。）に伴う有料老人ホームの届出について、事業が実質的に継続して運営されると認められる場合に、事務の簡素化を図りつつ、利用者に対するサービスの継続的な提供と質の確保を優先するため、次のとおり取扱方針を定めるものである。

1 対象となる有料老人ホーム

有料老人ホーム事業を運営する設置者が吸収合併等を行う場合で、合併・吸収前の旧設置者が運営する有料老人ホームを合併・吸収後の設置者が継続して運営し、当該有料老人ホーム事業が実質的に継続して運営されると認められるもの。

2 処理方法

- ① 吸収合併等に伴う有料老人ホームの届出を行うには、合併・吸収後の設置者が、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）第6条に定める様式1号の「有料老人ホーム設置計画事前協議書」に市で定める資料を添付し、事前にさいたま市長に協議しなければならない。
- ② ①の協議の結果、有料老人ホームの合併・吸収前後で当該有料老人ホーム事業が実質的に継続して運営されると認められる場合については、要綱第7条に定める「有料老人ホーム設置計画事前協議済書（以下「協議済書」という。）」を交付するものとする。なお、市は協議の段階で、当該有料老人ホームの運営がさいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合しているかを審査し、必要な指導を行うものとする。
- ③ ②において、当該有料老人ホームが、協議時点で（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、協議済書の交付をもって、要綱第4条における指定特定施設の対象施設として決定されたものとみなす。
- ④ ③による協議後の手続きについては、要綱に従う。

3 取扱方針の適用等

（1）適用期日

本取扱方針は、平成30年6月1日から適用する

（1）適用期日

本取扱方針は、令和3年6月1日から適用する。